

上野村活性化計画

群馬県上野村

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上野村活性化計画	都道府県名	群馬県	市町村名	上野村	地区名(※1)	上野村地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成26年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	---------------

<p>目 標 : (※3)</p> <p>本村は、木工芸品やきのこ等地場産業の振興を積極的に行い、村民の就労の場の確保と創出に努め、若者定住化対策を進めてきたが、本村の持続可能な村づくりのためには、更なる就労の場及び就業所得の確保と人材育成が必要である。このため、基幹産業である農林業の関連施設の機能補完や新たなきのこ(しいたけ)生産等施設の施設整備が必要であると考えている。</p> <p>このような状況の中、上野村のような農山村地域の活性化にとって重要なのは、農林業の健全な育成を図りながら農林産物の生産活動が継続的に行われることである。そのため、新たなきのこ生産施設を整備しきのこ生産の向上を目指す。また、上野村産のきのこ増産によるきのこ振興により、これまでの人口減少率を抑制し、本事業により若者定住者の雇用による定住者の増加に寄与し地域の活性化を図る。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>群馬県最西南端の標高約450～1,800mに位置する上野村は、険しい山野が村域の9割以上を占め、主な集落は谷に沿って点在している。本村は、平成22年国調人口1,305人ほどの小さな村であるが、全国で市町村合併の動きが急速に進む中、いち早く自立を宣言し、地域の自立自存を目指した様々な取組を実施している。しかし、それでも人口減少に歯止めがかからず、人口は昭和30年の約5千人をピークとして、大規模建設工事に伴う一時的な増加を除いて年々減少しており、10年前と現在を比較すると、人口は約15%、世帯数は約6%減少している。また、65歳以上の高齢者人口が4割を超えており、村全体が過疎地域及び振興山村地域に指定されている。</p>
<p>現状と課題</p> <p>村内では、昭和52年より木工芸品の加工施設を、平成10年度には菌床栽培によるきのこ(椎茸・舞茸等)の生産施設を整備し、村民の就労の場の確保と創出に努めてきた。しかし、本村が進める定住化対策(Uターン者の受け入れ)のためには、更なる就労の場の確保が必要なことから、現行施設の機能補完や新たなきのこセンター等の整備が求められている。</p> <p>そこで、きのこ等の生産及び集出荷を行う施設を整備し、地元素材を使用した、安全で安心な新たな特産品を開発・生産・販売することにより、就労の場の確保と創出を図る。また、Uターン者獲得を促進し、定住化に向けた環境整備を行うことが急務となっている。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>上野村をめぐる状況は、人口の自然減、高齢化など極めて厳しい状況であり、地域産業であるきのこ産業の中核的な担い手である上野村きのこセンターでも生産コストの削減、生産性の効率向上が急務となっており、新たなきのこセンターを整備することにより、きのこ生産の低コスト化、生産効率の向上きのこ産業従事者の労働環境の改善を図り、若者定住者の増加・拡大に向けて地域産物の地産地消や都市部への出荷により需要の拡大を図り上野村の活性化を図っていく。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
上野村	上野村地区	生産機械施設(特用林産物生産施設)	上野村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

上野地区(群馬県上野村)	区域面積(※2)	181.86km ²
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 計画区域面積の181.86km ² のうち農林地面積は約96%を占め、きのこ産業のような農林産業には重要な地域となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(平成17年国調1,535人→平成22年国調1,305人で17.6%減)人口の減少は上野村の維持存続を行うという面から考えて、極めて危険な状況であり定住者を増加させ上野村の活性化をさせることが必要である。		
③法第3条第3号関係: 上野村には市街地はなく、市街地を形成しているところは含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

事業主体が、活性化計画期間終了後、定住者の増加率を調査し、目標達成状況进行评估する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。